

【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A (利用者向け)【2：認定～利用申請】(R8.3.1時点)

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答	備考
1	利用者	認定申請	令和8年4月から利用したい場合、いつから「認定申請」が可能ですか。	令和8年2月9日から区ホームページにて受付を開始します。認定された場合、3月1日以降、順次「こども誰でも通園制度総合支援システム」のログイン方法を記載したメールを送付しますので、登録をお願いします。	
2	利用者	認定申請	まだ「0歳6ヶ月」になっていませんが、認定申請は可能ですか。	可能です。ただし、実際に利用できるのは「0歳6ヶ月」になってからとなります（施設によって受け入れ可能月齢等は異なります）。	
3	利用者	認定申請	令和8年4月から「認可保育施設」「企業主導型保育施設」に通うことが決まっていますが、誰でも通園の「認定」は受けられますか。	「認可保育施設」「企業主導型保育施設」に通うことが決まっている方は、対象外となります。	
4	利用者	認定申請	「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に申込みをしていますが、まだ内定が出ていない場合は、誰でも通園の認定は受けられますか。	可能です。誰でも通園の「認定申請」をした後に「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に内定しましたら、区ホームページから誰でも通園の「認定取下げ・取消し申請」の手続きをお願いします。	
5	利用者	認定申請	令和8年4月から「認証保育所」に通うことが決まっていますが、誰でも通園の「認定」は受けられますか。	「認証保育所」は「認可外保育施設」に含まれるため、可能です。「企業主導型保育施設」以外の「認可外保育施設」に通う場合は、誰でも通園の「認定」を受けることができます。	
6	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしましたが、区外に転出することが決まった場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから誰でも通園の「認定取下げ・取消し申請」をお願いします。	
7	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしましたが、区内で転居することになった場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから誰でも通園の「変更申請」をお願いします。	
8	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしていますが、「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に内定したので、「誰でも通園」の認定申請の取下げしたい場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから「取下げ・取消し申請」をお願いします。	
9	利用者	認定申請	認定申請をした後、追加書類を提出したい場合はどうすればいいですか。（申請児童についての配慮が必要な内容に関する書類、税資料等）	区ホームページから「追加書類提出用」フォームを活用するか、郵送・持参等でご提出をお願いします。	
10	実施施設	施設一覧	「実施施設一覧」には「開所日・開所時間帯」「募集クラス・募集人数」等も載っていますか。	4月開始分については3月1日から8日の間の「定期利用枠」の利用者募集時に掲載予定です（5月以降開始分も前月1～8日の募集時に掲載予定です）。「柔軟利用枠」についてはアカウント発行後、「こども誰でも通園制度 総合支援システム」の各施設のページで確認できる場合があります。	R8.3.1更新
11	実施施設	施設一覧	「実施予定施設一覧」に記載の施設については今後も増えていきますか。	5月以降に開始予定の施設については、随時、更新していく予定です。	R8.3.1更新
12	実施施設	施設一覧	墨田区内の実施施設について、日曜日や祝日、年末年始は開所していますか。	開所日は各施設で設定していますが、現時点で開設している施設について、日曜日・祝日・年末年始は開所していません。	R8.3.1更新
13	利用者	利用方法	墨田区における「定期利用枠」と「柔軟利用枠」の大きな違いは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期利用枠」は毎週火曜日などの定期的な利用で、開始する前月の1～8日の間に区ホームページから申込みます（1施設のみ可能）。利用希望者が募集数より多い場合は施設で抽選等を行い、利用者を決定します。内定しなかった方はキャンセル待ちとなります。原則区民が優先となります。</li> <li>「柔軟利用枠」はスポット的な利用で、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用して初回面接予約や利用予約を行います。施設によって区民優先の場合があります。</li> </ul>	
14	利用者	利用申請	「定期利用枠」は1施設しか申込みできませんか。	お見込みのとおりです。利用希望者が募集人数よりも多く、内定せずにキャンセル待ちとなった場合も、1施設のみキャンセル待ちができます。キャンセル待ちの希望施設を変更したい場合は、変更希望月の前月の1～8日の利用者募集の際に区ホームページから変更申請が可能です。	
15	利用者	利用申請	令和8年4月開始分の「定期利用枠」の募集はいつからいつまでですか。	令和8年3月1日から8日の間に区ホームページからお申込みをお願いします。「認定申請」を先にさせていただく必要があります。	
16	利用者	利用申請	誰でも通園の「認定申請」をしたら、まだ総合支援システムのアカウントが発行されていない（認定証が交付されていない）場合でも、3/1～8の「4月開始分の定期利用枠の利用申請」ができますか。	可能です。令和8年2月9日から認定申請を受付開始し、3月1日以降、順次、認定された方から、「総合支援システムのアカウント」を発行します。（認定証はマイページで確認できます。）「4月開始分の定期利用枠の募集」は3/1～8の間に行いますので、まだアカウントが発行されていない（認定証が交付されていない）段階でも、利用申請は可能です。 ※「柔軟利用枠」についてはアカウントが発行された後に事前面談や予約が可能になります。	
17	利用者	利用申請	毎月1～8日の定期利用枠の利用者募集で、期間中に各施設の申込み状況はホームページで更新されますか。	毎月1～8日の間で、利用希望人数が募集人数を上回った施設については、随時、ホームページ上で一覧を更新する予定です。（更新時期にタイムラグが発生する可能性があります。）	R8.3.1追加

【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A (利用者向け)【2：認定～利用申請】(R8.3.1時点)

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答	備考
18	利用者	利用申請	毎月1～8日の定期利用枠の利用者募集で、一度、3月3日に利用申請をしましたが、利用希望施設を変更したくなりました。どうすればいいですか。	3月1日～8日の間に再度申請いただければ、最新の申請のみを4月分の有効な申請として取り扱います。3月9日以降の場合は、4月1～8日の間であれば5月分の利用希望施設の変更が可能です。	R8.3.1追加
19	利用者	利用申請	令和8年5月以降開始分の「定期利用枠」の募集はいつからいつまでですか。	前月の1～8日の間に区ホームページからお申込みをお願いします。 (例) 5月開始分の募集は4月1日から8日 定期利用枠のキャンセル待ちとなっている方で、翌月からの利用希望施設を変更したい場合も同じ期間にお申込みが必要です。	
20	利用者	利用申請	まだ「0歳6ヶ月」になっていませんが、定期利用枠の利用申請は可能ですか。	可能です。ただし、実際に利用できるのは「0歳6ヶ月」になってからとなるため、施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のご案内となります。	
21	利用者	利用申請	定期利用枠の募集人数について、「現在、空き枠なし」の施設に申込みはできますか。	可能です。施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のご案内となります(施設から内定しなかった旨の連絡はありません)。	
22	利用者	利用申請	定期利用枠で申込み、内定した場合は、施設から連絡が来ますか。	施設から連絡(電話・メール等)がありますので、事前面談等の日程調整を行ってください。	
23	利用者	利用申請	定期利用枠で申込み、内定しなかった場合は、施設から連絡が来ますか。	利用希望者が募集人数よりも多く、内定しなかった場合、施設からその旨の連絡(電話・メール等)があります。その後、施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のみのご案内となります。ただし、元々募集人数が「0人」の施設に申込みをした場合は、基本的に施設からの連絡はありません。	
24	利用者	利用申請	定期利用枠のキャンセル待ちの施設を変更したい場合はどうすればいいですか。	キャンセル待ちの希望施設を変更したい場合は、変更希望月の前月の1～8日の利用者募集の際に区ホームページから変更申請が可能です。 (例) 5月から変更したい場合は、4月1日から8日の間に変更申請	
25	利用者	利用申請	定期利用枠のキャンセル待ちが何人いるか知りたいです。	各施設のキャンセル待ちの人数については公表しておりません。基本的には、キャンセル待ちにあたって、順位付けをせず、空き枠が出た場合に、その時点でリストに掲載のある人について抽選等を行い、内定者を決定します。そのため、長い期間キャンセル待ちをしていれば優先順位が上がるというものではありません。	R8.3.1追加
26	利用者	利用申請	定期利用枠のキャンセル待ちの自分の順位が知りたいです。	基本的には、キャンセル待ちにあたって、順位付けをせず、空き枠が出た場合に、その時点でリストに掲載のある人について抽選等を行い、内定者を決定します。そのため、長い期間キャンセル待ちをしていれば優先順位が上がるというものではありません。	R8.3.1追加
-	その他	その他	本制度に関して意見や疑問点がある場合はどうしたらいいですか。	墨田区子ども施設課保育給付担当の誰でも通園担当者(03-5608-1253)までお問い合わせください。	